

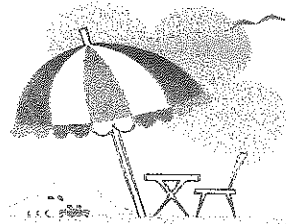


建交労静岡学童分会

2017. 8月 第128号

TEL 054-254-1732

FAX 054-374-5240



夏休み真っ盛り、毎日大忙しの事と存じます。前号で、静岡県の吉田町では夏休みを最短土日を入れて16

連休にすることが示されたと書きましたが、来年度からの実施予定という事で訂正します。それでも今年は、いつもより少し短めにしたと報じられました。いずれにしても夏休み短縮の方向に変わりはありません。ちなみにヨーロッパの子ども達の夏休みはイタリアが一番長くて2ヶ月とのこと。うらやましい限りです。

処遇改善事業の申請期限について

7月16日の会議の中で、静岡県に平成30年度の申請期限はいつか問い合わせてみてほしいという要望があり、県に聞いてみたところ、明確な期限はない。29年度自体、これから申請してくる。という返事が帰ってきました。そこで今年度に入って、いくつの自治体が申請したのかとたずねるとまだないということでした。そもそも国が金額を示していないため、市町に照会できないという返事でした。県は状況をつかんでいない。詳しいことを知りたければ、直接各市町に問い合わせてほしいということでした。

指導員OBのみなさんへ

毎年、開催しています建交労学童保育研究集会が、来年の2月17日(土)・18日(日)静岡県伊豆の国市にあるホテルサンバレー富士見で開かれます。研究会に先立つ2月16日(金)・17日(土)は同じ場所で拡大幹事会が行われます。当日の要員をお願いすることが発生した場合、ぜひご協力ください。よろしくお願いします。

全国学童保育部会総会のお知らせ

日時 9月16日(土) 午後1時～5時半
9月17日(日) 9時～正午

会場 建交労中央本部

主な議題 ① 2016年度活動報告
② 2017年度活動方針
③ 財政報告・会計監査報告
④ 財政方針
⑤ 方針論議
⑥ その他

参加申し込み〆切 9月5日(火)

知って使おう 働く仲間の権利

労働基準法 第5条(強制労働の禁止)

「使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体的自由を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。」

憲法18条は「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない」と民主主義社会での人間の尊厳理念をあきらかにしています。本条はこの理念を労働関係のなかに具体化したものです。

